

戦後日本の再編と外国人登録法の指紋押捺

高野麻子

1. はじめに

外国人登録法（以下、外登法）とは、1952年4月28日の対日講和条約発効の日に施行された外国人の身分関係と居住関係の登録・公証制度、つまり国民にとっての戸籍法と住民登録法の両者を一括して担うものでした。このとき、外登法の対象者の約9割は植民地出身の在日韓国・朝鮮人であり、かれらは国籍選択の機会を与えられることなく日本国籍を喪失し、一律「外国人」とされました。外登法のもとで、日本に在留する外国人は市区町村の窓口で手続きを行ない、外国人登録証の交付を受けなければなりません。そして1955年からは原則として、14歳以上に左手ひとさし指の一指指紋の押捺が義務づけられたのです。

外登法は在日韓国・朝鮮人にとって植民地主義の継続そのものであり、外登法にもとづく指紋押捺の経験は、身体に深い傷を刻み込んでいきました。それは、1980年代の日本に生まれ育った若い世代を中心とした指紋押捺反対運動のなかでも明らかにされました。指紋押捺は日本による植民地支配をはじめ、日本国籍を剥奪されて「外国人」として管理され続けている歴史、さらに日本社会で経験してきた差別や抑圧の象徴であると繰り返し語られてきました。

このように差別や抑圧の象徴として語られた指紋による身体管理とは、いったいどのようなものなのでしょうか。そしてこの技術は、誰が誰を対象に何の目的で使用されてきたのでしょうか。本報告では、外登法を含む日本（帝国）の指紋の歴史に焦点を当てながら、国民国家形成や植民地統治に内在する暴力の一端を描き出してみたいと思います。というのも、日本（帝国）において指紋による身体管理が導入されたのは、外登法がはじめてではありません。1908年にドイツから日本にもたらされた新しい統治の技法はその後、傀儡国家「満洲国」で労働者管理に使用されましたし、戦後の日本では外登法だけでなく、幾度となく全国民や全住民への指紋登録が議論され、実際に警察主導で県民指紋登録を実施していた地域もありました。

また、指紋による身体管理は過去のものではありません。2001年のアメリカ同時多発テロを契機に各国の入国管理が厳しさを増すなかで、2007年から日本の入国管理にも指紋認証が導入されています。外登法の指紋押捺が廃止されてからわずか7年後のことです。その際、反対運動はほとんど起きず、グローバルな「テロ対策」という新たな文脈のもとで登録が開始されました。さらに、最近では指紋に限らず、虹彩、静脈、顔、声紋など、多様な身体的部位を用いた生体認証技術が生活のあらゆる場面に浸透しています。こうした近年の新たな状況についても、本報告の最後で少しお話ししたいと思います。

2. 近代的統治と指紋法

指紋の「終生不変」と「万人不同」の特徴を利用して個人を識別する技術を、「指紋法」といいます。指紋法が可能にしたこと、それは「あなたは誰ですか」という問いかけに対して、本人からの語りを奪い、個人を個体（もの）として識別することでした。これにより、いったん指紋を登録すれば、嘘をついても、言葉が通じなくても、移動をしていても、統治者が必要な時に、指先の鍵から個人情報を引き出せるようになりました。そのため、誰が誰を指紋登録の対象とし、何の目的でどの情報を用いるのか、といった一連の実践には権力が作動するのであり、抵抗と闘争を引き起こす可能性がありました。

さらに今日お話す時期には、コンピュータ技術などありません。指に黒いインクを塗る作業、それを登録用紙に写し取る作業、それをルーペで拡大して分類・識別する作業、登録用紙を分類棚に整理する作業、照会依頼を受けて検索をする作業、これらすべてが手作業でした。指紋法の運用には膨大な手間と資金が必要だからこそ、そこまでして解決しなければならない問題とは何だったのか、という問いが成立するのです。

そもそもこの技術は19世紀末のイギリスの植民地インドにおいて、羊飼いのノマド、商人、ジャングルや丘陵で生活する人びと、つまり移動を繰り返す人びとの管理に使用されてきました。かれらは共同体や土地といった定住にもとづく統治が困難なため、統治者にとって把握不能で管理不能な存在でした。その証拠に、移動を繰り返す人びとは「犯罪部族」と名づけられ、特別な管理下に置かれていました。かれらが犯罪行為をしたか否かが問題なのではなく、管理不可能な存在であることが犯罪性と等価だったのです。

指紋法が必要とされたのは、植民地だけではありませんでした。国民国家形成においても、都市に流入する移民や出稼ぎ労働者といった非定住者たちの存在は、克服すべき課題とされてきました。だからこそ、インドで指紋法が誕生すると、植民地のみならず西欧諸国でも導入が進みました。国民国家は一定の領土とそこに帰属する国民を確定し、労役、徴兵、租税、福祉などの行政事務のために、国民の詳細な情報と所在を把握してきました。しかし、それは容易ではありません。指紋法誕生の背景にあるのは、人の動態を把握することの難しさ、つまり近代的統治が目指してきた定住を基盤とした統治の限界でした。その限界は、潜在的に統治の及ばない外部を消滅させ、領土内の住民の実態を「完璧に」把握したいという統治者の欲望をより一層掻き立てていきました。そして次にお話をするように、同様の事態は後発の帝国である日本にも現れ出ます。

日本が指紋法を導入したのは1908年であり、同年から犯罪者管理への利用が始まりました。ただし、日本への指紋法導入に際して中心的な役割を果たした弁護士の大場茂馬は、当初より指紋法を犯罪者管理の道具とは考えていませんでした。大場は1908年に出版した著作のなかで、国家が個人識別を適用すべき場面を列挙しながら、戸籍簿に指紋登録をする必要性を提起しています¹⁾。本人確認を通じて書類の正確性を確保するには、全国民の指紋登録が有効だということです。

その後、大規模な指紋登録を実施したのは、南満洲鉄道株式会社（以下、満鉄）でした。満鉄は独自にイギリスによる植民地管理の技術を調査しており、それを参考に1924年から移動を

繰り返す撫順炭鉱の労働者管理に指紋法を導入しました。そして満鉄の実践を経て、さらに指紋法を大規模に取り入れたのが、傀儡国家「満洲国」でした²⁾。ここで注目すべきは、満洲国では建国直前から全国民の指紋登録が議論されていたことです。理想的な国民国家の形成に向けて、完璧な国民管理システムが構想されていたのです。建国直前に日本で出版された百科事典の「指紋」の項目には次のように記されています。

実体的戸籍法の実施は目下の急務で、それが一日も早からんことを要望するのである。全世界に於て戸籍法に指紋法を実施するのは、満洲国を以て嚆矢とす。右は眞に新国家にふさはしいことである。形式的戸籍法を実体的戸籍法とするのであるから実に正確なる点に於ては世界一となることであらう。（下中編 1932：21）

建国後も繰り返し全国民の指紋構想が浮上しますが、そもそも敗戦まで国籍法が制定されなかったことからもおわりの通り、このような「理想」がすぐに実現するはずもありませんでした。

ところが1937年の日中戦争の勃発と産業開発五ヵ年計画の開始により、これまで労働力の過剰地だと考えられていた満洲国は、深刻な労働者不足に直面します。これが大きな転換点となります。満洲国政府は労働者管理の刷新を迫られるなかで、翌年から労働者の指紋登録を開始します。なぜ、労働者管理に指紋登録を採用したのでしょうか。そこにもやはり指紋登録でなければならない事情、つまり満洲労働界が抱える膨大な労働者の移動がありました。中国からの出稼ぎ労働者の移動をはじめ、都市と農村間の移動、建設現場間の移動、さらに劣悪な環境からの逃亡など、満洲労働界には複数の移動が存在し、労働者は複数の移動を同時に経験していました。かれらの移動を把握し、限られた労働力を適材適所に配置するために指紋による管理が選ばれたのでした。

労働者の指紋登録が開始された翌年には、指紋原紙（指紋を登録する用紙）を専門に取り扱う「指紋管理局」が設置され、年間100万枚におよぶ指紋原紙が登録・管理されていました。ここで労働者指紋と犯罪者指紋は統合され、労働者管理だけでなく犯罪者管理にも利用されていたことは言うまでもありません。中国からの出稼ぎ労働者に依存していた満洲労働界は、指紋登録によって労働者を政府の管理下に置くことで、労働力を最大限に活かすとともに、治安管理の側面から監視を強化していきました。

その後、満洲国は国民国家形成に向けてふたたび国内の制度を整えていくなかで、「国民手帳法」を1944年に施行します。これは、国民一人ひとりが国民手帳を携帯するという制度で、将来的には全国民の指紋登録も予定されていましたが、この制度が軌道に乗る前に、日本は敗戦を迎えました。まさに満洲国で展開した大規模な指紋登録は、完璧な国民国家システムの構築を夢見る統治側の「理想」と、移動を繰り返す都市部の労働者の把握が困難な「現実」との葛藤のあいだで展開したのです。

3. 戦後日本の再編と指紋登録

戦後においても、全国民を指紋登録によって管理する構想は消えませんでした³⁾。その契機となったのは、1948年1月26日に起きた帝銀事件でした。毒物を使って12人を殺害した犯人の捜索が難航するなか、事件から10日後の新聞に突如として、「指紋登録運動起る／民営で採取を／文明的な防犯体制」という見出しの記事が掲載されました（『毎日新聞』1948.2.5）。そこには帝銀事件の捜査が難航する状況から、国民の指紋登録が犯罪捜査の点から有効である旨が述べられています。

さらに翌年の1949年7月から8月にかけて立て続けに起きた国鉄の列車事件、下山・三鷹・松川事件の発生とこれらの犯人捜査が混迷を極めるなかで、国民の指紋登録は具体的な動きを見せます。事件直後の衆議院法務委員会では、事件の捜査状況と科学捜査の現状にかんする答弁において、「国民指紋法」が議題となりました。もちろん、ここで想定されているのは、十指すべての指紋登録です。

たとえば7月25日の衆議院法務委員会では、科学捜査を強化する必要性が指摘されました。法務委員会理事の角田幸吉から「国民指紋法を実施して国民全体の指紋をとつておきますと、犯罪の捜査の場合にはきわめて迅速に、きわめて正確に捜査ができると思うのであります」という意見が出されると、国務大臣の樋貝詮三はこれに同調し、「これもすべて予算の点で、むしろ予算が許されるならばお説のように行きたい、すべての国民から指紋をとれるものならばとつてみたい、そういうことも法律が通ればできることであります」（『衆議院法務委員会』議事録1949.7.25）と述べています。

その後も国民指紋法はたびたび国会で取り上げられますが、予算面や人員、技術面で実行は不可能だと判断されました。この時期はまだ警察の指紋制度も軌道に乗っておらず、大規模な登録は時期尚早でした。これに対して、同じ時期に議論されていた「住民登録法」においては、十指ではなく一指のみを対象とした指紋押捺構想が浮上します。なぜなら、従来の寄留制度や世帯台帳による住民登録が不完全な状態にあり、実際の居住関係を正確に把握する新たな制度が求められていたからです。指紋登録は、偽名、年齢詐称、二重登録を防止し、正確な住民登録を実現するうえで注目されたのです。

ただし、こちらにもまた実施には至りませんでした。住民登録法案が作成された1950年は、朝鮮戦争の勃発にともなう警察予備隊の組織によって、日本の再軍備化が進んだ年でした。そのため、防衛費に重点が置かれたことで、住民登録法にかかわる予算の確保が困難でした。また、国会の審議において、住民登録法案が戦争動員に向けた徴用の下準備ではないかと懸念する声も上がりました。従来の制度を刷新して正確な住民登録を目指すうえで、住民の届出不履行による機能不全を避けたい政府は、住民票の記載事項を簡素化する判断をしたのです。

戦後の指紋登録をめぐる動きにはまだ続きがあります。国民指紋法も住民登録法の指紋押捺も具体化しないなかで、翌年の1950年から51年にかけて、警察主導で県民指紋登録が各地で開始されます。県民指紋登録を一時的であれ実施または実施を検討した地域は、23都府県にのぼります。これらは法的な根拠がなかったため、犯罪捜査への利用を前面に押し出すことはできませんでした。そこで、警察はあくまでも住民の自発的な活動と位置づけ、死傷者や家出人

の身元確認、偽名の発見、犯罪予防など、犯罪捜査とはやや異なった側面からさまざまな目的を掲げ、その利便性をアピールしていきました。

では実際にどのような方法で、住民の指紋を採取していたのでしょうか。各県で独自に開始されていくため、採取方法に統一性はありません。指紋採取は警察署員が実施する場合が多かったのですが、たとえば和歌山県のように、警察の鑑識課員が村長、村会議長といった各区の代表、工場、学校代表らを集めて指紋採取の技術講習を実施し、かれらを各村内の指紋採取に当たらせるケースもありました⁴⁾。また、愛知県では警察の鑑識職員が各中学校に出向き、中学三年生に対して十指の指紋登録を行なっていました。愛知県の県民指紋登録は1969年まで、つまり約20年間も継続するのですが、経験者は指紋採取当日の様子を以下のように回顧しています。

担任の教師が三年生全員に、「きょう、みんなの指紋をとるから」ということで、ある教室に集められて白衣の鑑識係員から指紋をとられた。そのときの学校側の態度では、希望者は登録を行なうから集まりなさいということはひと言も言われなかったし、その白衣の係員が警察の人間だということにさえ気づいた級友はいなかったのではないか、中学を卒業するときはみな指紋登録を行なうことになっているのだと思いきまされる、そんな雰囲気だったと思う。(1951年中学卒業) (『人権のひろば』1969:12)

毎年の恒例行事のごとく、中学校という閉鎖空間のなかで指紋採取が行なわれており、これが長期間にわたって県民指紋登録を継続させた理由の一つです。経験者のなかには、指紋採取時に鑑識係員に「もうこれで悪いことはできないぞ」と言われた記憶をもつ人もいます。

このようにみえていくと、戦後日本の住民把握の背景にはつねに指紋登録が存在していました。そして興味深いことに、これらの多くは全国民ではなく、国籍に関係なく全住民を対象にしていました。住民登録法案は当初、領土内に居住する全住民を対象としていましたし、県民指紋登録も県内に居住する住民を対象にしています。領土内の全住民を指紋によって正確かつ完璧に把握する構想は、国民国家に通底する統治者の「夢」であり続けていたことがわかります。

しかし、全住民、全国民といった大規模な指紋登録は次々と断念されます。その背景には、先ほども述べましたが、大きく二つの理由がありました。一つ目は、予算や技術面の限界です。この時期の指紋登録はすべてが手作業のため、膨大な人員、技術者の養成、さらに一連の業務を担う施設が必要となります。また技術面でも、いわゆる犯罪現場に残された遺留指紋から個人を特定する「一指指紋法」という分類方式が未発達の段階にあり、犯罪捜査への利用が困難でした。現在のように、指紋を採取しておけばあらゆる目的に適用できるわけではなく、当時はいまだ本人確認にしか使えない段階でした。

そして、もう一つは住民からの反発です。住民登録法での記載項目が簡素化されたことからわかる通り、国民は管理が強化されていく動きに対して、これが戦争動員に向けた下準備なのではないかと危機感を抱いていましたし、一方で政府としても登録不履行によって新たに立ち上げる住民登録法が形骸化することを恐れていました。そのため、国民の賛同を得られる制度に妥協するほかありませんでした。県民指紋登録もほとんどの地域で住民からの協力が得られず、短期間で下火になりました。例外的に約20年間継続した愛知県においても、1969年の反

対運動の際には、子どもたちへの人権侵害が問題とされました。

このように、統治はつねにせめぎ合いを生みます。もちろん住民や国民の登録や管理それ自体を否定しているわけではありません。税制度や福祉政策を実施するうえで住民把握は必要ですし、警察による犯罪者管理の存在を批判する人はいないでしょう。しかし、住民たちが一連の政策に対して「行き過ぎている」と感じたり、外登法の指紋押捺のように、社会構成員の一部のみが特別な手法で管理されるとき、社会のあり方そのものが問われるのです。

4. 外登法の指紋押捺実施と身体的経験

国民指紋法、住民登録法の指紋押捺、県民指紋登録が法制化されることなく消滅するなかで、1955年から外登法の指紋押捺が開始されました。外登法の指紋押捺が具体化した時期は、1950年から1951年3月までの間ではないかと言われています⁵⁾。日本政府がこの時期に指紋押捺の導入を決定した背景には、まず朝鮮戦争期の治安対策があったと考えられます。1950年に開始された警察予備隊の採用試験においても、共産党員の潜入防止のために、志願者全員に指紋登録が実施されていました。先述したように、この時期は犯罪現場の遺留指紋による照合は難しいものの、本人確認への使用は可能であるため、警察が「あやしい」と思った人物の身元を指紋照合によって調査していたと考えられます。

もう一つには、1950年1月に外国人登録令（以下、外登令）の大改正のもとではじめて登録の切り替えが実施された際に、多数の登録未切替者がいたことが影響したと考えられます。実際に法務省は、外登令時代に存在した登録証明書の写真の貼り替えや、二重登録による食糧配給の不正受給、さらに密入国者への登録証明書の譲渡を、新制度のもとで防止することを目的として掲げました。

外登法の指紋押捺の実施にさいしては、反対運動が起こると予想されており、大量切り替えない時期を狙って既成事実を作る作戦がとられました。つまり、当時の外国人登録証は2年ごとの更新が必要だったため、外登法施行から3年目の更新件数が少ない年に指紋登録を稼働させたのです。ここから政府の強固な姿勢が読み取れます。

そしてこの点にこそ問題があります。これまで見てきた通り、指紋登録は外登法の文脈でのみ生じたわけではありませんでした。個人識別の正確性やなりすまし防止の観点から見れば、書類にもとづいて個人を登録・把握する以上、誰を対象とした制度であれ同様の抜け道は存在します。しかし、身体の一部である指紋をいったん登録してしまえば、個人は自らの語りを奪われると同時に、情報の利用方法によっては何らかの不利益を被る可能性があります。だからこそ、指紋登録を導入するにはそれを適用する側とされる側との交渉が必要です。この交渉の機会を一方的に剥奪し、強制的に指紋押捺を稼働させたところに大きな暴力が働いています。

そしてもう一つ、指紋による身体管理を考えるうえで重要なのは、指紋押捺という身体経験そのものです。1980年代の指紋押捺反対運動において、次のような訴えがありました。

真黒いインクを指につけて、係員に指を軽く押さえられ「力を抜いて」、「軽く指を回して」、「指をはなして」という係員の号令に従って、ただ指を回している自分こそ、自由意思のない、

ドレイでなくてなんでしょう。親切な日本政府は汚れた指を拭くため、クリーム状の石けんとちり紙を渡してくれます。それをもらい、ちり紙で、汚れた指を拭くそのみじめな自分、その屈辱感、じっと見ている日本人の、その優越した眼差し。これこそ、自由のない管理されたドレイです。（崔 1986：67）。

インクの不快な感触や、係員に指を紙に押し付けられる感覚、黒く染まった指をふき取る動作、周りから浴びせられる視線など、これら一連の指紋押捺をめぐるプロセスが、日本社会の縮図として立ち現われ、日本への同化と差別を身体に刻印する屈辱的な身体経験となっています。

採取された指紋が実際にどの程度機能しているのかだけでなく、指紋採取そのものが自分の一部を奪われるような痛みの感覚として経験されていました。それと同時に、愛知県民指紋登録での「もうこれで悪いことはできないぞ」の一言のように、指紋採取によって目に見えない鎖につながれた感覚、つまり権力から逃れられない恐怖を生み出します。かりに指紋登録用紙が紙くずになっていたとしても、採取された側には犯罪者管理に使用されているかもしれないという潜在的な不安や恐怖となります。

その後、数度の法改正を経て、2000年に外登法の指紋押捺は廃止されます。ただし、周知の通り、2007年からアメリカのUS-VISITにならい、「テロ対策」を掲げて外国人の入国に指紋登録が導入されました。それだけでなく、近年では多様な生体認証技術が用途ごとに使い分けられています。こうした新たな状況のなかに、かつての暴力はどのように作動しているのでしょうか。最後に現代の新たな状況について見てみたいと思います。

5. おわりに

1980年代以降、コンピュータ技術の発展とともに指紋認証は自動化し、さらに身体の他の部位を使用した多様な生体認証技術が開発されてきました。現在では高精度の認証技術として、指紋だけでなく虹彩認証や静脈認証がありますし、街中の監視カメラに写った動画像から個人を特定する顔認証や歩容認証の研究も進んでいます。

こうしたコンピュータ技術の革新は、手作業の時代には考えられなかった二つの変化をもたらしました。一つ目は、膨大な情報の収集、結合、加工を可能にしたことです。いまや複数の機関で個別の目的のために収集された情報を連動させ、まったく別の目的に使用できるのです。クレジットカードやポイントカードの情報ははじめ、パソコンの閲覧履歴、メールの送受信、監視カメラの映像など、あらゆる場面で収集された自分の情報が、どのように使用されているのかを把握している人はいないでしょう。

二つ目は身体的経験の変容です。つまり、かつてのように指先に黒いインクを塗り、紙に写し取る作業は不要になりました。指紋、虹彩、静脈のいずれも、認証装置に指や手のひらをかざしたり、認証装置をのぞき込む動作をすれば、登録も認証もできるのです。さらに、現在普及している顔認証の場合は、顔認証装置が搭載されたカメラの前を通るだけで認証が完了するため、本人の気づかぬ間に認証されます。

技術革新は確かに利便性や効率性を高めるとともに、身体的・精神的負担の軽減をもたらす

ています。しかし、あらゆる場面で収集された個人情報の行方を個々人が把握できないなかで、身体経験までもが消失していく事態をどのように考えればいいのでしょうか。かつて外登法の指紋押捺反対運動において、指紋押捺の経験そのものから外登法に内在する暴力が語られていました。しかし、情報の収集や加工をはじめ、生体情報の登録や認証までもが無意識のうちに実行されるならば、私たちはどのようにして身体管理に内在する課題を見つけ出せるのでしょうか。もしかしたら、「あなたはテロリストの可能性があると身体的拘束を受けた時にはじめて、自分の情報が収集・利用されていたこと、さらに個人認証の対象であったことに気づけるのかもしれません。

2001年のアメリカ同時多発テロ以降、テロ対策として、空港だけでなく都市空間においても生体認証技術による空間管理が行なわれています。その動きと連動して、ふたたび国民のみならず全住民を正確に把握しようという欲望が浮上しています。政府が発表している「マイナンバーのロードマップ」⁶⁾によれば、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに生体情報の活用が予定されています。実際にNECが開発した“Neo Face”を活用した「ウォークスルー顔認証システム」⁷⁾の導入が予定されており、実証実験が行なわれています。これにより、各競技会場でチケットと所持者の一致を、駅の改札を通り抜けるような感覚で確認できるといいます。

現在計画されている大規模な生体認証技術の導入は、利便性、効率性、安全性など耳馴染みのいい言葉で語られていますが、コンピュータ技術の発展により、私たちはこれまで以上に身体の内奥に働きかける道具を手にしてしています。だからこそ、生体認証技術による身体管理に内在する暴力と、それに対する抵抗と交渉の歴史を遡る必要があります。過去を参照しつつ、現在の自分の身体がどのような状況に曝されているのかについて考えるべき時なのです。

註) 本稿は、2016年10月28日に立命館大学で開催された、国際言語文化研究所連続講座「越境する民——変動する世界」での口頭発表と質疑応答をもとに加筆、修正したものである。

注

- 1) 大場は、浮浪者の取り締まり、精神病者の身元確認、戦没した兵士の身元確認、民事上の取引、行政手続きにおける本人確認など、多様な場面で個人識別が必要であると主張している（大場1908：5-6）。
- 2) 傀儡国家「満洲国」における指紋登録の具体的な展開については、高野（2016）の3-5章を参照のこと。
- 3) 戦後日本の指紋登録をめぐる多様な動きについては、高野（2016）の6-7章を参照のこと。
- 4) 和歌山県の県民指紋登録にかんする詳細は、池田（1987）を参照のこと
- 5) 外登法の指紋押捺が具体化した時期と理由については、田中（1987）を参照のこと。
- 6) 「マイナンバー制度活用推進ロードマップ（Ver.2）」
https://www.hirataku.com/wp-content/uploads/2016/05/MN_ロードマップ_Ver.2.pdf
- 7) 「ウォークスルー顔認証システム」の具体的な使用場面や実証実験の結果については、NEC・東京オリンピック・パラリンピック推進本部（2016）を参照のこと。

【参考文献】

池田孝雄 [1987] 「一九五二年『県民指紋登録』をめぐって」『和歌山県史研究』第14号：17-30。

戦後日本の再編と外国人登録法の指紋押捺（高野）

- NEC・東京オリンピック・パラリンピック推進本部 [2016] 『『ウォークスルー顔認証システム』の大規模実証実験——大規模データの顔認証入退管理を見据えた取り組み』『月刊 自動認識』29 (10) : 44-50.
- 大場茂馬 [1908] 『個人識別法』 忠文社.
- 下中彌三郎編 [1932] 『大百科事典 12 卷』 平凡社.
- 高野麻子 [2016] 『指紋と近代——移動する身体の管理と統治の技法』 みずす書房.
- 田中宏 [1987] 『外国人指紋制度の導入経緯』 新見隆・小川雅由・佐藤信行他 『指紋制度を問う——歴史・実態・闘いの記録』 神戸学生・青年センター出版部, 26-33 頁.
- 崔昌華 [1986] 『指紋のクサリを断ち切る』 在日大韓基督教会指紋拒否実行委員会編 『日本人へのラブコール——指紋押捺拒否者の証言』 明石書店, 46-79 頁.
- 「私たちはこうして指紋をとられた」『人権のひろば』 愛知人権連合, 第 46 号 [1969] : 12-13.

【ウェブサイト】

マイナンバー制度利活用推進ロードマップ (Ver.2)

<<https://www.hirataku.com/wp-content/uploads/2016/05/MN ロードマップ Ver.2.pdf>> (アクセス : 2017/2/15)

